公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく 独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目·趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会 費ーロ当たりの金額、も しくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区 分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	年会費	160,000	•1名 100,000 •以降1名60,000	十八次25年3万10日	当該法人は、監査役の監査方法等の調査研究等を行っており、当法人が監査業務を行うにあたり、それら成果・情報を機関誌、講演会等の場を通じて得ることが有益であるため。	公社	国認定
公益社団法人 日本監査役協会	3010005017481	受講料	156,370		平成29年4月20日 平成29年7月10日 平成29年10月20日 平成29年11月20日 平成29年12月20日 平成30年1月10日 平成30年2月20日 平成30年3月20日 平成30年3月30日		公社	国認定
公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会	7010405010495	受講料	301,450		平成29年7月10日 平成29年10月20日 平成30年3月9日 平成30年3月30日		公社	国認定
公益社団法人 日本印刷技術協会	3011305001869	受講料	179,960	_	平成29年5月19日 平成29年7月20日 平成29年11月10日 平成29年11月30日 平成30年2月28日	_	公社	国認定

【記載要領】

- (注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。
- (注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。
- (注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。
- ※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。